

経済的、社会的及び文化的権利に
関する国際規約
第16条及び第17条に基づく
第4回政府報告（和文）

2026年6月

目次

第1部 第3回政府報告に対する総括所見を受けての対応	3
第2部 本規約の一般的条項に関する報告	20
1 自決権	20
2 国内法における差別禁止規定	20
3 外国人の地位及び権利	20
4 外国人の公務員への採用	20
5 他国に対する開発協力	21
6 公共の福祉	21
7 社会的弱者の平等な権利の享受	21
8 男女共同参画社会の実現	23
9 アイヌ政策の推進	23
第3部 本規約の具体的条項に関する報告	25
1 第6条	25
(1) 雇用及び失業に関する基礎的データ	25
(2) 労働の権利を保障するための政策及び措置	25
(3) 失業対策及び雇用機会均等の確保	25
2 第7条	27
(1) 最低賃金	27
(2) 労働条件	27
(3) 均等待遇	27
(4) セクシュアルハラスメント対策	27
(5) 安全・健康対策	28
3 第8条	28
4 第9条	28
(1) 社会保障制度	28
(2) 医療、傷病給付、出産給付	29
(3) 老齢給付、障害給付、遺族給付	31
(4) 家族給付	32
(5) 労働災害給付	33
(6) 失業等給付	33
(7) 社会保障関係費の推移	34
5 第10条	34
(1) 家族の保護	34
(2) 母性の保護	37
(3) 児童の保護	37
6 第11条	40
(1) 相当な生活水準に関するデータ	40
(2) 貧困対策	40
(3) 相当な食糧についての権利	40
(4) 相当な住居についての権利	42

7	第12条	44
	(1) 健康状況に関するデータ	44
	(2) 保健政策	44
8	第13条	48
	(1) 初等教育及び前期中等教育	48
	(2) 後期中等教育	48
	(3) 高等教育	49
	(4) 基礎教育及び平等なアクセス	49
9	第15条	50
	(1) 文化的な生活に参加する権利	50
	(2) 文化的多様性の保護	50
	(3) 科学の進歩及びその応用による利益を享受する権利	51
	(4) 創作者の権利の保護	52
	(5) 国際交流及び協力の奨励・発展	53

(注) 本報告に記載されている内容は、基本的には第3回政府報告提出後の2009年12月から2025年8月末時点のものである。また、本報告は、2009年3月24日付けのガイドライン(E/C. 12/2008/2)を参考に作成した。

第 1 部 第 3 回政府報告に対する総括所見を受けての対応

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が 2013 年 5 月 17 日付けで採択した総括所見のうち、「主な懸念事項及び勧告」に関する部分に対する我が国の対応を以下のとおりパラグラフごとに報告する。

(パラグラフ 7)

2. 日本国憲法第 98 条第 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下「本規約」という。）は、公布とともに国内法としての効力を有している。他方で、本規約に言及される権利は、その具体化について漸進性が許容されており、本規約に言及される権利の実現については、各国が立法その他の措置を通じてこれを行うことが求められている。したがって、本規約の規定は個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではないと理解している。我が国において、本規約に言及される権利は日本国憲法、各種法令等によって保障されている。

3. 裁判官、検察官及び弁護士になるいずれの者も司法研修所において修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中に本規約等人権諸条約を含めた人権課題に対する認識を深めさせるための講義等がカリキュラムに組み込まれている。

4. 裁判官については、任官した後も、各種研修で人権諸条約を含む人権問題を扱っていると承知している。

5. 検察官に対しては、司法修習に加え、経験年数等に応じた各種研修において、人権諸条約に関する講義を実施しており、今後も実施に努める。

6. 弁護士に対しては、日本弁護士連合会、全国 52 の弁護士会及び全国 8 の弁護士会連合会が、各種研修や適宜の機会を利用し、本規約を含む国際人権条約の趣旨を踏まえた講義等を行っている」と承知している。

(パラグラフ 8)

7. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、引き続き不断に検討している。

8. なお、従前、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部（全国 8 か所）、地方法務局人権擁護課（全国 42 か所）及びこれらの支局（全国 261 か所）が設けられている。さらに、我が国においては、全国で約 1 万 4,000 人の人権擁護委員（法務大臣が委嘱した民間の方々）が、法務省人権擁護局及び法務局・地方法務局と協力して、人権擁護活動を行っている。

(パラグラフ 9)

9. 現在、高齢化の進展等により社会保障給付は増加しているが、こうした中にあっても、社会保障制度の持続可能性を高め、将来にわたる国民の安心を確保していくため、全世代型社会保障構築会議を設置し、この会議が取りまとめた「改革工程」に基づき、年齢にかかわらず適切に支え合うことを目指す全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組んでいる。
10. 社会保障全体の議論について、同会議において、引き続き給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期から高齢期まで、全ての世代で安心できる全世代型社会保障制度の構築に取り組んでいく。
11. また、制度や給付と負担のバランスの見直しを検討する際には、関係者の意見や審議会の委員の意見等を広く聞くとともに、国会の場での公平かつ公正な審議を経て、見直しを行っている。

(パラグラフ 10)

12. 2013年12月、法定相続分を含めた民法の規定のうち、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた部分を削除する「民法の一部を改正する法律」が成立し（同月施行）、嫡出子と嫡出でない子の相続分が同等とされた。
13. 2018年6月、民法の成年年齢の18歳への引き下げとともに、婚姻開始年齢を男女とも18歳とすることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立した。同法は2022年4月に施行された。
14. 2016年6月、それまで6か月とされていた女性の再婚禁止期間を100日に短縮する「民法の一部を改正する法律」が成立した（同月施行）。その後、2022年12月、女性の再婚禁止期間を廃止する「民法等の一部を改正する法律」が成立した。同法は2024年4月に施行された。
15. 同性婚制度の導入の問題は、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民的なコンセンサスと理解を得た上でなければ進めることができないと考えている。
16. そのため、国民各層の意見、国会における議論の状況に加え、同性婚に関する訴訟の動向、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入や運用の状況等を注視していく必要があると考えている。
17. なお、身体的性別に違和感を覚える者については、2004年7月より、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第3条第1項の性別の取扱いの変更審判を受けることで、民法その他の法令の適用につき、他の性別に変わったものとみなすこととされている。

(パラグラフ 11)

18. 我が国では、第3回政府報告第2部4及び以下に記載のとおり、国内法において広く差別を禁止している。
19. 2016年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言し、その解消に向けた取組について基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするものである。
20. 2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものである。
21. 2019年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下「アイヌ施策推進法」という。)第4条は、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定している。
22. 2016年4月に施行され、2024年4月に一部改正法が施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)は、行政機関等と事業者が事業等を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることを禁止し、合理的配慮を提供するよう義務付けている。行政機関等に対しては、各職員が適切に対応するための要領の作成を義務付ける規定を設けており、事業者に対しては、主務大臣が対応指針(ガイドライン)の作成、報告の聴取、助言、指導及び勧告を行うことにより事業者の自主的な取組を促進するための措置等を規定している。
23. 1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法は、男女の人権の尊重について、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」ことを規定している。
24. 従来より、国家公務員法第27条は、「全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第38条第4号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。」と規定している。また、地方公務員法第13条は、

「全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第１６条第４号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。」と規定している。

（パラグラフ１２）

25. 第３回政府報告に関する総括所見に対する我が国意見パラグラフ１２及び本報告パラグラフ１２７を参照されたい。

（パラグラフ１３）

26. （a）に関し、２０２１年度と２０２２年度に固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査を実施し、職場、家庭、教育現場等における実態を把握した。

27. これに加え、毎年の「男女共同参画週間」等を通じてポスター掲示やSNS等による啓発活動を展開しているほか、これまでの調査結果等を踏まえ、アンコンシャス・バイアスに着目した研修・ワークショップを地方自治体及び企業向けに開催し、意識啓発を行っている。

28. （b）に関し、小中高等学校では、それぞれの能力や適性を考慮し、性別にとらわれず主体的に進路を選択できるようにキャリア教育が実施されている。また、我が国の女子児童生徒は高い理数リテラシーを持つ一方、理系分野を選択する割合は諸外国と比べて低い水準であることから、女子生徒の理系分野への進路選択を促進するために、将来のキャリアに関する情報提供をすること、及び「理系分野の進路に女性は向いていない」という性別役割意識を解消することが必要と認識している。このため、女子生徒の理系分野への興味及び関心を高め、理系分野への進学を促進するため、大学や企業とも連携しながら、ロールモデルの提示やワークショップ、出前講座の実施、保護者や教員への働きかけ等の支援を行っている。さらに、教員自身が無意識の思い込みに気づき、自身の言動等を見直す一助となるよう、教員向けの研修プログラムを作成し、活用を促している。

29. （c）に関し、２０２４年１２月１３日に、次期男女共同参画基本計画策定に向けた「基本的な考え方」について、内閣総理大臣からの諮問を受け、審議会において次期計画の検討を行っているところである。

30. 政治分野については、２０１８年５月に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立した（同月施行）。また、同法は２０２１年６月に改正され（同月施行）、政

治分野における男女共同参画について、関係機関が適切な役割分担の下で、それぞれ積極的に取り組むことが定められた。

31. 政府としては、同法の趣旨に沿って、数値目標の設定やクオータ制を含む積極的改善措置等の自主的な取組の実施を行うよう各政党に要請するとともに、クオータ制等の諸外国の取組事例を各政党に情報提供することを通じて、各党における議論の後押しを行っている。

32. (d)に関し、コース別雇用管理は、労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定し、コース毎に異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステムであり、性中立的な運用を行っていれば制度自体は違法ではない。この制度が事実上の男女別雇用管理とならないよう「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき企業に対する指導を行っている。

33. また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)第9条は妊娠等を退職理由とする定めをすることを禁止する(1986年4月施行)とともに、妊娠等を理由とする解雇その他不利益な取扱いを禁止し(2007年4月施行)、法に違反する取扱いについては是正指導を行っている。

34. (e)に関し、本報告パラグラフ197~201を参照されたい。

(パラグラフ14前段)

35. 我が国においては、2022年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」(2025年6月施行)により、懲役は、禁錮とともに廃止され、これらに代えて、新たに拘禁刑が導入された。拘禁刑下においては、懲役と異なり、作業の実施を前提とするのではなく、個々の受刑者の特性に応じて、その改善更生を図り、再犯を防止するために有益な作業及び指導を適切かつ柔軟に組み合わせた処遇を行うことができることとなり、一層効果的に受刑者の改善更生と円滑な社会復帰を図ることが可能となった。拘禁刑下の作業は、指導と同様に、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰という目的を達成するための手段であり、作業を実施するに当たっては、作業を行うことの必要性を明確化した上で、受刑者が自主的かつ積極的に取り組むよう動機付けを行っている。作業を通して、勤労意欲を喚起し、社会生活に適応する能力が育成されるよう、個々の特性に応じた作業内容が選択される。

(パラグラフ14後段、15)

36. 我が国は、2022年7月に「強制労働の廃止に関する条約」(ILO第105号条約)を締結している。同条約の実施状況については、2024年に国際労働機関(以下「ILO」という。)に報告書を提出している。

37. また、「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（ILO第111号条約）については、我が国においては、法の下での平等が憲法に規定されており、雇用及び職業の分野においては労働基準法等に基づき差別に対する施策が講じられている。一方、同条約の締結に当たっては、国内法制と同条約との整合性を慎重に検討する必要があると考えている。

（パラグラフ16）

38. 2013年4月に施行された改正労働契約法は、有期労働契約の濫用的利用を抑制するため、公労使三者構成の労働政策審議会建議（2011年12月）を踏まえて、有期労働契約から無期労働契約へ転換する新たなルール（以下「無期転換ルール」という。）を設けた法である。なお、有期労働契約を締結できる事由を制限することについては、労働政策審議会建議において、紛争多発の懸念や雇用機会の減少の懸念等を踏まえ、有期労働契約を締結できる事由を制限する措置を講ずべきとの結論に至らなかったことに留意しなければならないと考えている。

39. また、無期転換ルールの運用状況について調査を行ったところ、常用労働者5人以上の事業所において、無期転換ルールの施行から5年が経過した2018年度からの2年間で、無期転換ルールにより無期転換申込権が生じた人のうち、「無期転換を申込む権利を行使した人」は約118万人と推計されている。このことから、無期転換ルールの導入目的である、有期契約労働者の雇用の安定が一定程度図られていると考えており、当該ルールが適切に活用されるよう、引き続き周知啓発を行っていく。

（パラグラフ17）

40. 我が国においては、労働時間が週60時間以上の労働者は4.6%（2024年。2012年は9.1%）と減少傾向であるが、40代男性では9.2%（2024年。2012年は17.5%）と、依然として高い水準で推移している。

41. また、労災認定された脳・心臓疾患による死亡者数は70人（2024年度。2009年度は106人）、同精神障害による自殺者数（未遂を含む）は89人（2024年度。2009年度は63人）となっている。

42. 政府としては、このような状況に問題意識を持っており、過重労働による健康障害防止のため、働き方改革関連法によって労働基準法を改正し、2019年4月（中小企業は2020年4月）から時間外労働の上限規制を導入するとともに、事業主に対し、労働者への健康診断の実施や、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者への医師による面接指導等を法律で義務づけて

いる。さらに、労働基準監督署において長時間労働が疑われる事業場への監督指導を行い、法令遵守の徹底を図っている。

43. このほか、労働基準法を改正し、２０１０年４月から、一定以上の時間外労働に対する割増賃金率を引き上げた（２５％以上から５０％以上へ）。

（パラグラフ１８）

44. 最低賃金が生活保護の水準を下回っている地域が存在することについては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、２００７年に最低賃金法が改正され、最低賃金を決定する際には、生活保護との整合性に配慮すべきことが既に明確化されている。

45. 同規定を踏まえ、最低賃金額が生活保護の水準を下回っている場合には、計画的に最低賃金を引き上げてきた。２０１４年１０月時点において、最低賃金と生活保護水準との乖離は全ての都道府県で解消された。

46. その後も、毎年の最低賃金額改定の議論において、各都道府県において最低賃金額が生活保護の水準を上回っていることを継続して確認している。

（パラグラフ１９）

47. 政府は、男女同一賃金の原則を定めている労働基準法第４条と雇用管理の各局面における性差別を禁止している男女雇用機会均等法の履行確保を図っている。

48. また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく情報公表について、常時雇用する労働者が３０１人以上の企業に男女間賃金差異の公表を義務付けることとされ（２０２２年７月施行）、更に２０２５年６月に成立した改正女性活躍推進法により、公表義務がかかる対象について、常時雇用する労働者が１０１人以上の企業に拡大することとされた（２０２６年４月施行）。男女間賃金差異の生成に大きく影響しているのが、男女間の職階格差や勤続年数格差であると考えられることから、ポジティブ・アクションの実践の促進と、仕事と家庭の両立支援を行うことにより、女性が働き続けやすい職場環境を整備する取組を進めている。

49. また、各企業の男女間格差把握のための実態調査票等の実践的な支援ツールを盛り込んだ「男女間賃金格差の解消のためのガイドライン」の周知・啓発等の施策を実施している。

50. 加えて、事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容の在り方、男女の賃金の差異の要因分析等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングを実施するとともに、男女間賃金差異について容易に分析できるツール等の各種支援ツールやマニユ

アル等の提供・活用促進による支援を実施している。

51. 公務部門においても、国及び地方公共団体に対して、適切な公表に向けた周知・助言や優良な分析を行っている事例等について情報提供を行うことで、こうした各機関における差異の要因等の把握・分析を促進している。

（パラグラフ 20）

52. セクシュアルハラスメントの刑法上の処罰については、第3回政府報告に関する総括所見に対する我が国意見パラグラフ20を参照されたい。加えて、2023年6月の刑法改正により（同年7月施行）、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に改められ、加害者と被害者の社会的関係が同罪の成否の判断に当たって考慮されることが明記された。

53. 雇用の分野におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき、事業主に雇用管理上の措置を講じることを義務付けるとともに、調停及び企業名公表の対象とされている。加えて、同法に基づく指針において、労働者がセクシュアルハラスメントに関し相談したこと等を理由に不利益取扱いを行ってはならない旨等を定め、労働者に周知・啓発することを事業主に求めている。

54. また、2025年6月に成立した、労働施策総合推進法等改正法では、職場におけるハラスメント対策の強化として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことを法文上明確化した（2025年6月施行）ほか、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上の必要な措置を義務付けることとした（公布日から1年6月以内に政令で定める日から施行）。

（パラグラフ 21）

55. 第3回政府報告に関する総括所見に対する我が国意見パラグラフ21を参照されたい。

（パラグラフ 22）

56. 我が国の年金制度は国民皆年金制度をとっており、定額給付の国民年金の中には低所得者に対する保険料免除の仕組みが設けられており、無年金及び低年金を防ぐ仕組みとなっている。その上で、高齢者の年金については、2012年の年金制度改正により、年金生活者支援給付金が創設され、また、年金の受給資格期間が25年から10年へ短縮された。その結果、低年金の方に上乗せして給付がされるようになり、また、年金を受給する権利がない高齢者も含めて、年金を受給するための道が開かれることとなった。

57. さらに、2025年の制度改革には、将来の基礎年金の給付水準の底上げ措置が盛り込まれ、仮に経済が好調に推移せず、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を講ずることにより、将来の幅広い基礎年金の給付水準を確保することとした。加えて、短時間労働者等であっても将来手厚い年金を受給できるよう、2012年の制度改革以後、被用者保険の適用拡大を順次進めてきている。

58. このように、これまで年金の給付水準を確保するための制度改革を行ってきたところであるが、最低保障年金を構築するとなると、多額の税財源が必要になることや、これまで保険料を払ってきた者と払ってこなかった者との公平性を欠くといった難しい課題があると考ええる。

59. 高齢者の状況については、「国民生活基礎調査」及び「老齢年金受給者実態調査」にて、性別や所得の種類別、所得水準別の統計データを作成し公表している。当該統計データは、附属資料第1～8表を参照されたい。原爆被爆者に対しては、被爆者が受けた放射線による健康被害という、他の戦争犠牲者とは異なる「特殊の被害」であることに鑑み、医療の給付、手当の支給等の総合的な援護施策を講じている。被爆者援護施策に関するデータは、附属資料第9～10表を参照されたい。

60. 公的な福祉的給付について、生活保護制度は、我が国における最後のセーフティネットであり、高齢者も含めた生活保護を必要とする者に、確実かつ速やかに保護を実施することが重要と考える。このため、生活保護の申請権の侵害や侵害が疑われるような行為を厳に慎むよう、全国会議や研修を通じて、現場の実務を担う自治体向けに周知徹底を図るとともに、生活保護の申請が国民に認められた権利であることについて、厚生労働省ホームページ等で国民向けに周知しているところであり、引き続き、適切な運用を図っていく。

61. なお、生活保護申請に当たって、資産調査等の手続があるが、これは生活保護法に基づく生活保護制度の基本原則として、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを保護の要件としていることから、生活保護の適正な実施のために必要な手続であると考ええる。

(パラグラフ23)

・配偶者間の暴力に適用される刑法上の規定

62. 我が国の刑法に定められていた強制わいせつ罪、強制性交等罪等については、2023年6月に成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(同年7月施行)により不同意わいせつ罪(刑法第176条)、不同意性交等罪(刑法第177条)等に改められ、いずれも、条文上、配偶者間においても成立することが確認的に規定された。

63. また、暴行罪等の刑法に定められた暴力犯罪については、配偶者に対するものであっても、処罰の対象となる。

64. 検察当局においては、配偶者を被害者とする事案を含め、個別の事案ごとに、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば適切に対処している。

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

65. 2001年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）は、被害者の相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供等の業務を行う配偶者暴力相談支援センターについて規定するとともに、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し発する保護命令について規定している。この保護命令には加害者に対し、被害者の身辺につきまとうこと等を禁止する「接近禁止命令」と、加害者に対し、被害者と生活の本拠を共にしている住居から退去及び住居付近のはいかいの禁止を命ずる「退去命令」が含まれている。保護命令に違反した場合は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられる。

66. 2023年5月、配偶者暴力防止法が改正され、2024年4月に施行された。主な改正点は、保護命令制度の拡充として次のとおりである。

- 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲・要件の拡大
- 6か月間の接近禁止命令等を1年間に伸長
- 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、GPSによる位置情報の無承諾取得等の追加
- 被害者と同居する未成年の子への電話等の禁止命令の創設
- 原則2か月の退去等命令の期間について6か月の特例を新設
- 保護命令違反の厳罰化
- 切れ目のない支援を行うための多機関連携の強化として、国が定める「基本方針」及び「都道府県基本計画」について、被害者の自立支援のための施策並びに国・地方公共団体・民間団体の連携及び協力を必要的記載事項とすること

また、本改正に基づき、身体に対する暴力や生命身体に対する脅迫行為に加え、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象が拡大した。

67. 2025年12月には、接近禁止命令等における禁止行為として、GPS機器を用いた加害者による被害者の位置情報の取得等に加え、いわゆる「紛失防止タグ」を用いた行為についても、禁止行為に追加する改正を行った（同月施行）。

・配偶者暴力相談支援センター等への相談件数

68. 各都道府県及び市町村は、女性相談支援センター等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を行っている。2025年10月1日現在、全国324施設が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。2023年度中に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は126,743件で、2020年度に過去最高となり、高水準で推移している。
69. 各都道府県が設置している女性相談支援センター及び同センターが委託した厚生労働大臣が定める基準を満たす者（母子生活支援施設、民間シェルター等）において、配偶者からの暴力を受けた者等の一時保護を行っている。
70. 2023年度に夫等の暴力を主訴として一時保護された者は、2,032人である。
71. 警察では、配偶者からの暴力事案について、身体に対する暴力に限らず、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫が疑われる場合も含め、配偶者からの暴力相談等として幅広く受理し、被害者の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や関係機関と連携した被害者の保護措置等の組織的な対応を推進している。
72. 配偶者からの暴力事案等の相談等件数は附属資料第11表を参照されたい。
73. 配偶者からの暴力事案等の検挙件数は附属資料第12表を参照されたい。

（パラグラフ24）

・復興支援と防災

74. 復興庁は、2011年3月11日に発生した東日本大震災からの復興にあたって、女性や障害者等が活躍している取組やその方々を支援する取組をまとめた事例集の作成・公表（2025年8月現在122事例）及び被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）の自治体を対象とした「復興と男女共同参画に関する調査」を行っている。これらの取組により、東日本大震災からの復興活動への男女共同参画や障害者支援の視点の浸透を図っている。さらに、被災者支援総合交付金により、心身のケアやコミュニティ形成への支援、高齢者等に対する見守り・相談支援、被災した子供たちへの支援に係る自治体等の取組を一体的かつ総合的に支援してきた。
75. 我が国の防災にかかる法的基盤である災害対策基本法では、東日本大震災以後の改正で次の規定が追加されている。
- 市町村長は、原則、高齢者や障害者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成す

るよう努めなければならないこと。(第49条の14、2021年5月施行)

- 被災者に対して、福祉サービスの提供を行うことを、災害応急対策責任者(第51条第1項)の努力義務とすること。(第86条の6及び7、2025年7月施行)

76. また、国及び地方公共団体は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施の努力義務がある。

77. これらに基づき、防災基本計画には次の内容が盛り込まれている。

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった事情から生じる多様なニーズに適切に対応すること。

78. 東日本大震災後に策定された「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等では、スフィア基準等に沿った避難所運営を呼びかけているとともに、要配慮者への支援についても明記されている。

79. なお、復興関連データは附属資料第13～15表を参照されたい。

・法的支援

80. 2012年3月、被災者の実情により即した法的支援の充実を図るため「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が成立し、同年4月に施行された。

81. 同法による新たな制度は、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること等の特色があった。

82. このほか、日本司法支援センター(法テラス)は、岩手県、宮城県、福島県の3県に合計7か所の被災地出張所を開設し、被災地域における司法アクセス改善を図るための拠点として、様々な活動を展開した。

83. なお、同法は2度の改正による期間延長を経て、2021年3月をもって失効したが、今後も民事法律扶助業務等を通じ、被災地や近隣住民への法的サービスの提供を行うこととしている。

(パラグラフ25)

84. 2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の重大事故の教訓を踏まえ、従前は原子力利用の推進等を行う関係行政機関が担っていた原子力の規制、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務等を一元的に担う独立した組織として、2012年9月に原子力規制委員会を設置した。

85. その後、原子力規制委員会は、シビアアクシデント対策の強化や、最新

の技術的知見を取り入れ、既設の施設にも規制基準への適合を義務付ける制度の導入等と併せて新たな規制基準を２０１３年に策定した。この新たな規制基準では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、地震や津波に耐える性能の強化に加え、巨大地震や大津波により、万一過酷事故が発生した場合に対する準備を取り入れている。

86. また、原子力規制委員会は、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保することを組織理念として掲げている。上記規制基準への適合性を審査する会合を含め、原子力規制委員会、各種検討会合等のインターネット動画サイトによる生中継、会議の議事、議事録及び資料の公開並びに被規制者との面談の概要等の原則公開に加え、行政文書の積極的公開、災害発生時を含む幅広い報道機関に対する積極的な記者会見、SNSによる情報発信等を行い、透明性の確保に努めている。

87. すべての者の到達可能な最高水準の身体及び精神の健康の享受の権利に関する特別報告者（グローバー氏）の報告書については、前回総括所見に対する我が国意見にて述べたとおり、科学的・医学的知見に基づいていないところがあるため、同氏の勧告のすべてを受け入れることは適切ではない。

88. 原子放射線の影響に関する国連科学委員会によれば、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」と評価されていると承知しているが、福島第一原発事故に係る住民の健康管理・健康不安対策は、政府としても大変重要であると認識しており、最新の医学の専門家の意見を尊重しながら、福島県が実施する県民健康調査への支援に取り組んできた。

89. 政府は、今後も健康管理・健康不安対策について真に必要なとされる者に適切な支援が行われることとなるよう、取り組んでいく。

（パラグラフ２６）

90. 本規約は、我が国が本規約を締結（１９７９年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本規約の実施状況の報告において取り上げることは適切ではない。

91. その上で、あえて述べれば、慰安婦問題を含め、先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、政府は、サンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的に解決済みであるが、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。１９９５年には、日本国民と政府が協力して「アジア女性基金」を設立し、政府が拠出した４８億円と日本人一般市民からの募金約６億円を原資として、元慰安婦の方々に「償い金」や医療・福祉支援事業の支給を行うとともに、歴代総理大臣自らが

署名した「お詫びの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた（第3回政府報告に関する総括所見に対する我が国意見パラグラフ26を参照）。

92. さらに、日韓間では、多大なる外交努力の末、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。この合意については、潘基文国連事務総長（当時）を始め、国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、政府は、韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し10億円を支出した。同財団は、これまで、合意の時点でご存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていた199人のうち65人のご遺族に対し、資金を支給しており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

93. 政府としては、2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

（パラグラフ27）

94. 審査当時の高等学校等就学支援金制度において、朝鮮学校は、法令に基づく適正な学校運営という指定基準に適合すると認めるに至らなかったため、当該制度の対象に指定されていない。これは、審査当時の法令の趣旨に則った判断であり、朝鮮学校に在日朝鮮人・韓国人が在籍しているという観点から朝鮮学校を制度の対象外とした訳ではない。

（パラグラフ28）

95. 外国人児童生徒に対する初等教育及び前期中等教育の機会の提供について文部科学省「学校基本統計」より、2024年度時点の公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、128,714人である。

96. 全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、「外国人の子供の就学状況等調査」を実施している。2023年度の当該調査の結果は次のとおりである。

- 義務教育諸学校に就学する学齢相当の外国人の子供の数：127,239人
- 外国人学校に就学する学齢相当の外国人の子供の数：10,993人
- 不就学：970人
- 転居・出国（予定を含む）：3,833人

97. また、我が国に居住する学齢期の外国人児童生徒の就学について、本規約及び「児童の権利に関する条約」を踏まえ、日本人と同一の教育を受ける機

会を保障している。さらに、政府は、日本語指導のための「特別の教育課程」の制度化、日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、外国人児童生徒に対する日本語指導に取り組む自治体への支援等を行ってきた。政府としては、引き続き、外国人児童生徒等への教育の充実や支援に取り組んでいく。

（パラグラフ 29）

98. 我が国は、本規約第13条2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたが、第3回政府報告以降、同留保を撤回する旨を2012年9月11日に国連事務総長に通告した。

99. 具体的には、授業料に充てるため、2014年度から高等学校等就学支援金を支給しており、2020年度からは、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現した。また、2025年度においては、同年度限りの予算措置として、公立高校の授業料相当額を世帯の所得に拘わらず支給した。

100. また、低所得世帯を対象に、教科書費や教材費等の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度を2014年度に創設し、毎年給付額を増額している。

（パラグラフ 30）

・アイヌの人々の生活水準を向上するための取組

101. 雇用分野では、就職や職場定着が困難なアイヌの人々に対して、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施するとともに、就職援助のための施策の推進により、職業の安定と雇用の促進を図っている。

102. 教育分野では、経済的な理由によって修学が困難なアイヌ子弟に対して、奨学金、通学用品等助成金の給与及び貸与事業を実施している。

・アイヌ語を保存し振興するための措置

103. 危機言語の研究者の間で共有されている枠組み（「公的位置付け」、「言語資源」、「社会的イメージ」）を踏まえた取組を行っている。

104. 「公的位置付け」の分野では、2019年5月に施行されたアイヌ施策推進法において、アイヌ語を先住民言語として位置付けている。

105. 「言語資源」の分野では、アイヌ民族文化財団においてアイヌ語講座、指導者養成講座及びアイヌ語ラジオ講座といったアイヌ語教育事業が実施されている他、文化庁において、誰でも、いつでも、どこからでも伝統的なアイヌ語に触れられる環境を整備するために、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化

事業や、アイヌ語音声資料を所有する機関におけるアイヌ語アーカイブ作成を支援する事業が行われている。デジタル化を完了した資料は6,000本を超え、アーカイブ作成支援の成果として国立アイヌ民族博物館の「アイヌ語アーカイブ」が公開され、2024年には年間アクセス数が海外からも含め10万回を超えている。さらに、2025年度からは、文化庁によるアイヌ語話者育成の事業も始められ、アイヌ語での日常会話ができる話者の育成を実施している。

106. 「社会的イメージ」の分野では、文化庁において、アイヌ語の危機的な状況の周知とアイヌ語自体に触れてもらう場となる「危機的な状況にある言語・方言サミット」が実施されるほか、アイヌ民族文化財団において、アイヌ語弁論大会が実施されるなど、アイヌ語に対する社会的イメージの改善に向けた取組が行われている。

（パラグラフ31）

107. 本報告パラグラフ298～303を参照されたい。

（パラグラフ32）

108. 我が国の開発協力大綱においては、対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、様々な形でODAを拡充し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行うこととしている。

109. また、開発協力の実施に当たっては、開発途上国における基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払いつつ、社会的に脆弱な立場に置かれている人々を含め、全ての人が開発に参加でき、恩恵を享受できる多様でインクルーシブな社会を促進すべく、公正性の確保に十分配慮することとしている。

（パラグラフ33）

110. 本規約の義務の履行に関する統計データは附属資料を参照されたい。

（パラグラフ34）

111. 第3回政府報告第1部（パラグラフ34）（第7条（d）に関する部分）を参照されたい。

112. 第3回政府報告第1部（パラグラフ34）（第8条1（d）に関する部分）を参照されたい。

（パラグラフ35）

113. 本規約の選択議定書の定める個人通報制度については、本規約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制といった検討課題があると認識している。同制度の受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めている。

(パラグラフ 36)

114. 第3回政府報告に対する総括所見は立法・行政・司法に幅広く配布し、外務省のホームページにも掲載している。第4回政府報告の作成に当たっては、一般市民から外務省のホームページで広く意見募集を行い、また、NGO・一般市民との意見交換会を開催して作成の参考とした。

第2部 本規約の一般的条項に関する報告

115. 「個人の尊厳」を基調とする日本国憲法は、第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定して、法の下に平等を保障している。「法の下に平等」は、立法府、行政府及び司法府のいずれをも拘束する原則であり、あらゆる国政の上で最大限尊重されなければならない。

1 自決権

116. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第5回政府報告パラグラフ37を参照されたい。

2 国内法における差別禁止規定

117. 本報告パラグラフ18～24を参照されたい。

3 外国人の地位及び権利

(1) 労働の権利、職業選択の自由

118. 我が国は、出入国管理及び難民認定法に基づき、同法が定める在留資格のいずれかに該当し、かつ、当該在留資格について定められた要件（基準）を満たしている外国人についてのみ入国・在留を認めている。このため、外国人が我が国において就労できる職種、期間等は事実上制限されることになるが、これは、外国人が我が国に在留する権利を保障されているものではないことから生じる合理的帰結である。我が国に永住資格を有する外国人については、かかる制限はない。

(2) 教育を受ける権利

119. 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、本規約及び「児童の権利に関する条約」を踏まえ、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。このため、学齢相当の外国人児童生徒の保護者に対して就学案内を発給し、就学の機会を逸することのないようにしている。また、外国人児童生徒が入学した場合には、授業料不徴収、教科書の無償給与、就学援助措置等、日本人と同様の取扱いを行っている。

120. その他項目について、本規約の第2回政府報告第1部2を参照されたい。

4 外国人の公務員への採用

121. 本規約の第2回政府報告第1部3を参照されたい。

5 他国に対する開発協力

(1) 労働の権利の実現のための援助

122. 2023年6月に改定された我が国の開発協力大綱では、きめ細やかな人づくり等を通じた「質の高い成長」を重点政策の一つとしており、労働者の保護や能力強化に資する取組として、人材育成や労働環境の改善に係る支援を行っている。また、ILOへの拠出を通じて、世界の様々な地域においてディーセント・ワークの実現に係る支援を行っている。

(2) 教育の権利の実現のための援助

123. 我が国は、地球規模課題の解決に向けた取組の文脈において、「人間の安全保障」を推進するために不可欠な「人への投資」として、教育を極めて重要なものと認識しており、万人のための質の高い教育、女性・こども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き取組を推進している。また、開発途上国の人的資源の育成に資するべく我が国高等教育機関へ多様な留学生の受入れを推進している。我が国は、「国費外国人留学生制度」をはじめとする各種施策を総合的に推進しており、良質の高等教育を広く世界に提供すべく努めている。2001年度には、実践的な教育経験や能力を有する現職教員が積極的に国際協力活動に参加できるよう、JICA海外協力隊に「現職教員特別参加制度」を創設し、累計1,631名の現職教員を派遣した(2002年～2025年)。

(3) 健康の権利の実現のための援助

124. 我が国は、グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築に貢献し、将来の公衆衛生危機に対する予防・備え・対応を強化するとともに、保健人材育成を含む開発途上国の保健システム強化等を通じてより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を推進してきた。その上で、二国間支援のほか、WHO等の国際機関やGaviワクチンアライアンス、グローバルファンド等のグローバル・ヘルス・イニシアティブ(GHIs)との連携により、多国間協力においても積極的な役割を果たしている。

6 公共の福祉

125. 本規約の第2回政府報告第1部6を参照されたい。

7 社会的弱者の平等な権利の享受

(1) 障害者

126. 我が国の障害者施策については、障害者基本法に基づき、障害当事者や当事者家族の代表者が半数を占める障害者政策委員会での議論の下、障害者基本計画を定め、同委員会の監視の下で推進している。

127. 2014年には「障害者の権利に関する条約」を締結した。締結に先立ち、2011年には障害者基本法を改正して合理的配慮の不提供を含む差別の禁止に関して規定した（同年8月施行）。差別の具体的な禁止措置は、2013年に障害者差別解消法の制定（2016年4月施行）及び「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（差別の禁止に係る部分は、2016年4月施行）において規定された。2021年には障害者差別解消法を改正し（2024年4月施行）、財やサービス提供等の事務を行うに当たって合理的配慮の提供を全ての事業者に義務付けた。障害を理由とする差別に係る相談は、国や地方公共団体で受けることとしており、体制整備のため、法令やマニュアル等の整備・周知、事例の収集、事業者や国民への共有等を通じて、障害を理由にする差別の解消を推進している。

128. 雇用分野においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が規定されており（2016年4月施行）、引き続き、事業主に対する周知啓発を行っていく。

（２）高齢者

129. 高齢化の進展に伴って、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化等、介護ニーズがますます増大する一方で、核家族化や介護する家族の高齢化も進むなど、介護を必要とする高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化していった。こうした状況の中で、従来の老人福祉・老人医療制度による対応から、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険制度がある。

130. 介護保険制度では、高齢者の自立支援及び尊厳の保持という基本理念の下、それまで高齢者福祉サービスと高齢者医療サービスの双方に分かれていた介護サービスを、一つの制度として統合したほか、サービス提供事業者として社会福祉法人・医療法人・民間企業・農協・生協・NPO等の多様な主体に参入を認め、利用者が自らの選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる仕組みとしている。また、介護保険制度は給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しており、40歳になると、被保険者として介護保険に加入し、介護保険料を毎月支払うこととなっている。この保険料を財源の一部として介護保険サービスが運営されており、65歳以上の方は、市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定

された場合、いつでもサービスを受けることができるほか、40歳から64歳までの人は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合に、介護サービスを受ける仕組みとなっている。

131. さらに、高齢者の尊厳の保持のため、高齢者に対する虐待を防止することは、重要である。2006年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されて以降、市町村においては、虐待に係る対応窓口の設置、虐待に関する相談・通報等への対応が行われるなど、虐待の未然防止・悪化防止・再発防止に向けての取組が行われている。

8 男女共同参画社会の実現

132. 1996年に男女共同参画社会基本法が制定され、同法では、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしている。

133. 2000年12月以降、同法に基づき男女共同参画基本計画が策定され、2020年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、政府のあらゆる部署が一丸となって着実に実行している過程にある。なお、2024年12月13日に、次期計画策定に向けた「基本的な考え方」について、内閣総理大臣からの諮問を受け、審議会において次期計画の検討を行っているところである。

134. また、同法により、内閣府に男女共同参画会議が設置されている。同会議は、内閣官房長官を議長として、男女共同参画を担当する内閣府特命担当大臣をはじめ男女共同参画に関連する施策の実施に責任を有する各省大臣も加わり、各省庁の連携を図りながら、重要政策会議の一つとしての役割を担っている。同会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議を行うとともに、政府の施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する機能を果たしている。

135. また、政府が一丸となって、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣をトップとし、全ての閣僚がメンバーである男女共同参画推進本部を閣議決定により設置している。毎年、同本部において、女性活躍・男女共同参画の重点方針を決定するなど、男女共同参画基本計画とあわせて、継続的にジェンダー平等に取り組んでいる。

9 アイヌ政策の推進

136. アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示すとともに、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等を含めた総合的かつ効果的なアイヌ政策によって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を

図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としたアイヌ施策推進法が２０１９年５月に施行された。

137. 政府は、同法や「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、アイヌの人々の意見を踏まえつつ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。具体的には、市町村が地元のアイヌの人々等の意見を聞いたうえで作成することとなっているアイヌ施策推進地域計画に記載された文化振興や福祉施策等の各事業に対する交付金の交付や、アイヌ文化の振興、普及啓発活動等を行っている。また、内閣府特命担当大臣（アイヌ施策）を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催している。同会議においては、アイヌの代表が複数名参加している。

第3部 本規約の具体的条項に関する報告

1 第6条

(1) 雇用及び失業に関する基礎的データ

138. 性・年齢別完全失業率の推移は、附属資料第16表を参照されたい。

139. 地域別有効求人倍率及び完全失業率の推移は、附属資料第17表を参照されたい。

140. ハローワークにおける障害者の職業紹介状況は、附属資料第18表を参照されたい。

(2) 労働の権利を保障するための政策及び措置

141. 第3回政府報告提出以降、我が国の雇用関係諸政策に関して政府が講じた主な措置として、「労働施策基本方針」がある。この方針は、2018年7月に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下「労働施策総合推進法」という。）第10条第1項¹に基づき2018年12月に策定されたものであり、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する基本的な事項等について示している。

142. 本方針では、「労働時間の短縮等の労働環境の整備」、「雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保、多様な就業形態の普及及び雇用・就業形態の改善」、「多様な人材の活躍促進」、「育児・介護又は治療と仕事の両立支援」、「人的資本の質の向上と職業能力評価の充実」、「転職・再就職支援、職業紹介等に関する施策の充実」及び「働き方改革の円滑な実施に向けた取組」と、幅広い分野において取り組むべき方針が体系的に整理されている。これらは、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定、職業生活の充実及び労働生産性の向上を促進するものである。

(3) 失業対策及び雇用機会均等の確保

143. 我が国では、職業能力開発促進法に基づき、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するための「公共職業訓練」を実施している。本制度では、国及び都道府県等が公共職業能力開発施設を設置し、ものづくり分野を中心として、主に雇用保険受給者を対象とした離職者の再就職の支援等に取り組むとともに、都道府県から民間教育訓練機関に委託し、地域のニーズを捉えた多様な職業訓練を提供している。

144. また、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」

¹ 労働施策総合推進法第10条第1項：国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を定めなければならない。

に基づき、主に雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、無料の職業訓練の受講機会を提供し、一定の要件を満たす場合には職業訓練（求職者支援訓練）を受けることを容易にするための給付金を支給する等により、その早期就職を支援する「求職者支援制度」を、2011年10月から実施している。

145. 2023年度においては、公共職業訓練で約9.5万人、求職者支援訓練で約4.5万人に対して離職者訓練を実施した。

146. また、職業安定法第3条は、何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等を理由として職業紹介、職業指導等について、差別的取扱いを受けることがない旨規定している。政府は、雇用機会の均等性を実質的に保障するため、次のような施策を行なっている。

・男性労働者及び女性労働者

ア 男女雇用機会均等法の履行確保

147. 性別を理由とする募集・採用、配置・昇進等における差別的取扱い、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止を定めた男女雇用機会均等法の履行確保を図っている。同法違反があった場合には是正指導を行うとともに、労使紛争があった場合には紛争解決の援助制度及び調停を活用し、円滑な紛争解決を図っている。その他の具体的な取組は、第3回政府報告第3部第6条4（1）（a）（ii）～（v）を参照されたい。

イ 雇用管理改善に関する援助業務

148. 募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の問題については、前回報告以降も引き続き、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）が、雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについて、法違反があった場合には是正指導を行うなど、男女雇用機会均等法の履行確保に取り組むとともに、労使紛争があった場合には紛争解決の援助制度及び調停を活用し、円滑な紛争解決を図っている。

ウ 男女雇用機会均等法の適用除外

149. 男女雇用機会均等法に基づき、募集・採用、配置・昇進等に関し、事業主が適切に対処することができるよう、禁止される措置として具体的に明らかにする必要があると認められるものについて定めた「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」において認められている適用除外については、第3回報告書第3部第6条4（1）（c）（i）～（v）を参照されたい。

・来日外国人

150. 第3回政府報告第3部6条4(3)を参照されたい。

2 第7条

(1) 最低賃金

151. 本報告パラグラフ44～46を参照されたい。

(2) 労働条件

152. 本報告パラグラフ40～43を参照されたい。

(3) 均等待遇

153. 第3回政府報告第3部7条2を参照されたい。「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(ILO第100号条約)の実施状況については、2023年にILOに報告書を提出している。

154. また、「雇用均等基本調査」によれば、企業において係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、2024年には、15.8%(部長相当職が8.7%、課長相当職が12.3%、係長相当職が21.1%)に上昇している。

(4) セクシュアルハラスメント対策

155. セクシュアルハラスメントを含め、配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力、売買春、人身取引、ストーカー行為等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。国連が「女性に対する暴力撤廃の国際デー(11月25日)」を定めていることから、男女共同参画推進本部は、同月12日から同25日までの2週間、女性に対する暴力をなくす運動を展開し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

156. 2024年に実施された「雇用均等基本調査」によると、過去3年間に労働者からセクシュアルハラスメントの相談実績又は事案のあった企業は6.0%であり、規模別にみると、5,000人以上規模では85.4%、1,000～4,999人規模では65.0%、300～999人規模では37.3%、100～299人規模では16.7%、30～99人規模では6.1%となっている。

157. また、2025年には求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置を盛り込んだ改正男女雇用機会均等法が成立した(公布の日から1年6月以内に政令で定める日から施行)。

(5) 安全・健康対策

・主要法令等

158. 第3回政府報告第3部第7条3(1)を参照されたい。「工業及び商業における労働監督に関する条約」(ILO第81号条約)の実施状況については、2024年にILOに報告書を提出している。

・労働災害

159. 労働災害による死亡者数及び休業4日以上之死傷者数の推移は、附属資料第19表を参照されたい。

・職業性疾病

160. 業務上疾病者数の推移及び関連情報は、附属資料第20表を参照されたい。

3 第8条

・労働組合を結成し又はこれに加入する権利の保障

161. 我が国に存在する産業別の労働組合の数及び組合員数は、附属資料第21表を参照されたい。

162. 郵政事業の民営化については、第3回政府報告第3部第8条(1)を参照されたい。

4 第9条

(1) 社会保障制度

163. 我が国の社会保障制度は、医療、傷病給付、出産給付、老齢年金給付、障害給付、遺族給付、家族給付、業務災害給付、失業給付等の給付を実施している。

164. 第3回政府報告提出以降、社会保障についての権利に影響を与える国内立法、判決、行政規則及び手続の変更については以下のとおりである。

165. 雇用保険制度については、金融危機や新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等を踏まえ、失業給付の算定基礎となる賃金日額の下限額の引き上げ(2011年、2017年)や失業給付の給付日数の延長(2020年)等を行ってきた。直近の2024年の雇用保険法の改正においては、雇用労働者の働き方や生計維持の在り方が多様化していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを拡げる観点から、雇用保険の適用対象について、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」の者に拡大する改正を行った(20

28年10月施行)。

166. 年金制度については、2012年の改正において、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化のほか、受給資格期間の25年から10年への短縮や年金生活者支援給付金制度の創設等を行った。2016年の改正には、賃金変動が物価変動を下回る場合に、賃金変動に合わせて年金額を改定する措置の徹底等を行った。2020年の改正では、高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者の年金額を毎年定時に改定する仕組みの導入を行った。さらに2025年の改正には、将来の基礎年金の給付水準の底上げ措置等が盛り込まれた。また、2012年の改正以後、短時間労働者等の被用者保険の適用拡大も順次行ったところである。

167. 医療保険制度については、超高齢社会において、能力に応じて全世代が支え合う、全世代型社会保障の構築に向け、2023年に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、2024年4月から、出生育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入や後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しを行った。

168. 「業務災害の場合における給付に関する条約」(ILO第121号条約)及び「社会保障の最低基準に関する条約」(ILO第102号条約)の実施状況については、2024年にILOに報告書を提出している。

(2) 医療、傷病給付、出産給付

169. 我が国の医療保険制度は、医療、傷病、出産等の場合に必要な給付を行う仕組みである。さらに、この他に、国及び地方自治体の一般財源による公的扶助制度(生活保護)がある。

・医療保険制度の内容

170. 第3回政府報告第3部第9条2.(1)のとおり、すべての国民がいずれかの公的医療保険制度に加入し、いつでも、どこでも、誰でも、適切な医療を受けることができる国民皆保険制度が実現されている。

ア 医療

171. 公的医療保険制度の下で給付される医療には、治療、外科手術、病院及び診療所への入院、看護、歯科治療、薬剤等が含まれる。医療費の自己負担割合については、2006年の法改正により、義務教育就学前の子どもが2割、義務教育就学後から70歳未満の者が3割、70歳以上から75歳未満の者が2割、75歳以上の者が1割(ただし、70歳以上の者で、現役並み所得者については3割)となり、2021年6月の法改正により、75歳以上の者で一

定以上の所得がある者への２割負担の導入が行われた（２０２２年１０月施行）。また、患者の１ヶ月の自己負担額が自己負担限度額（所得や年齢によって異なる。）を超える場合には、その超える額を高額療養費として支給することとしている。

イ 傷病給付

172. 健康保険では、傷病により就労不能となった場合の生活を保障するための給付として傷病手当金を設けている。現在、傷病手当金の支給額は、標準報酬日額（月収を５０等級に区分した標準報酬月額額の３０分の１に相当する額）の３分の２に相当する額であり、支給期間は、最長で支給開始から通算１年６ヶ月である。国民健康保険においては、傷病手当金は、法律上任意給付となっており、２０２４年３月末現在、国民健康保険組合の約８７％が傷病手当金の支給を実施している。

ウ 出産給付

173. 被保険者が出産のために欠勤し、給料の支払いを受けなかった場合は、健康保険において出産の日以前４２日から出産日後５６日までの期間、標準報酬日額の３分の２が出産手当金として支給される。また、出産に要する費用の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金（被保険者の被扶養者である配偶者等については、家族出産育児一時金）として、５０万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で分娩した場合には４８．８万円）が支給される。国民健康保険では、給付内容は、各市町村の条例等により定められているが、多くの市町村において出産育児一時金として５０万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で分娩した場合には４８．８万円）を支給している。

・医療保険制度の財政構造

ア 健康保険

174. 個人の保険料は、その者の標準報酬月額に保険料率をかけた額であり、事業主と被保険者で折半負担されるのが原則である。２０２３年度における全国健康保険協会管掌健康保険の平均保険料率は１０．００％であり、２０２３年度における組合管掌健康保険制度の平均保険料率は９．２７％であった。協会けんぽにおいては、療養の給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、出産手当金、高額療養費（家族のための同様の給付を含む）等の保険給付に要する費用等の１６．４％が国庫負担で賄われている。

イ 国民健康保険

175. 第３回政府報告第３部第９条２（２）（ｂ）を参照されたい。ただし、保険料は、１世帯当たり年間６６万円を超えることはできない。

ウ 後期高齢者医療制度

176. 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を対象とした制度であり、保険料は、個人単位で支払う。その額は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割）と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（被保険者均等割）から構成されるが、年間80万円を超えることはできない。後期高齢者医療制度の給付費は約5割が公費、約4割が現役世代からの支援金、約1割が高齢者の保険料で賄われている。

（３）老齢給付、障害給付、遺族給付

177. 老齢給付、障害給付、遺族給付は、国内に居住するすべての者に適用される公的年金制度によりカバーされている。公的年金制度には、全対象者共通の基礎年金を支給する国民年金制度と、これに上乗せして報酬比例の年金を支給する厚生年金保険制度がある。第3回政府報告以降、2012年、2016年、2020年、2025年の年金制度改正により、少子高齢化が進む中であっても、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするための見直しが行われた。

・国民年金制度

178. 被保険者は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての者である。厚生年金保険制度の加入者の配偶者（専業主婦等）も独立して被保険者となる。

179. 給付には、次のものがある。

- 加入期間10年を満たした65歳以上の者に支給される老齢基礎年金（2025年4月からの月額69,308円（1956年4月2日以後に生まれた方の場合））
- 障害の度合に応じて支給される障害基礎年金（2025年4月からの月額1級86,635円、2級69,308円（いずれも昭和31年4月2日以後に生まれた方の場合））
- 被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡した場合にその遺族に支給される遺族基礎年金（2025年4月からの月額69,308円（1956年4月2日以後に生まれた方の場合）＋子の人数に応じ加算）

180. 財源は、保険料（2025年度の月額17,510円）、厚生年金保険制度からの拠出金及び国庫負担金（基礎年金給付費の2分の1）である。

・厚生年金保険制度

181. 被保険者は、70歳未満の会社員（厚生年金の適用事業所で働いている人）、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員である。

182. 給付には、次のものがある。

- 老齢基礎年金の受給資格を満たして、加入期間が1か月以上ある65歳以上の者に支給される老齢厚生年金（支給額は、年齢、平均標準報酬額、加入月数並びに配偶者及び子の有無によって定まる。）
- 加入期間中の傷病による障害に対して支給される障害厚生年金（支給額は、平均標準報酬額、加入月数、及び障害の度合によって定まる。）
- 被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者等が死亡した場合にその遺族に支給される遺族厚生年金（支給額は、平均標準報酬額及び加入月数によって定まる。）

183. 財源は、労使折半の保険料である。保険料率は18.3%（2017年9月以降、固定の水準）。

（4）家族給付

184. 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を給付している。手当の受給者数は、2024年2月現在、866万人である。児童手当制度については、2024年に、全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援の観点から、「こども・子育て支援加速化プラン」の一環として、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援としての位置づけが明確化され、一人目の子どもの支援を含め、抜本的な拡充が実施された。主な拡充事項は次の点である。

- 所得制限については、2012年の改正により設けられていたが、今般撤廃された。
- 支給期間については、2006年に小学校修了前まで、2012年に中学校修了前まで延長されていたが、今般高校生年代までに延長された。
- 支給額については、0歳から3歳未満の第1子及び第2子においては、月額15,000円、3歳から高校生年代の第1子及び第2子においては、月額10,000円とされ、第3子以降については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とされた。

185. また、児童手当の財源については、対象者が広く切れ目のない支援を行う事業として、今般新たに導入された子ども・子育て支援納付金の一部を充てることとした。児童手当の財源に関し、具体的には、3歳未満の被用者について、子ども子育て拠出金2/5、支援金3/5とし、3歳未満の非被用者について、国4/15、地方2/15、支援金3/5とし、3歳以上について、国

4／9、地方2／9、支援金1／3とされた。

（５）労働災害給付

186. 労働者の業務上災害（通勤災害を含む）に対する保険給付は、労働者災害補償保険法により行われている。

187. 労働者災害補償保険は、国籍を問わず、すべての労働者（事業主に雇用され、かつ、賃金の支払いを受ける者）を対象としており、労働者を使用するすべての事業に適用される。2023年3月現在の適用事業所数は約297万事業場、適用労働者数は約6,146万人である。

188. 第3回政府報告後に採られた新たな措置としては、複数事業労働者に対する保険給付の拡充（複数業務要因災害に関する保険給付の創設及び非災害事業場の賃金額も給付基礎日額に合算）が挙げられる。

189. 労働者災害補償保険は政府が管掌する保険であり、これに要する費用は原則として、事業主の負担する保険料によって賄われている。保険料は、事業主の支払う賃金総額に保険料率を乗じて算出される。保険料率は、過去の災害率その他の要因を考慮して業種別に定められており、現在は、最低が0.25%、最高が8.8%である。

（６）失業等給付

190. 失業した労働者及び雇用の継続が困難となる事由が生じた労働者に対しては、労働者の生活、雇用の安定及び就職の促進のため、雇用保険法に基づき、失業等給付が支給される。

191. 雇用保険は、労働者が雇用される事業に適用されており、そこに雇用される労働者は、一定の者（週所定労働時間20時間未満の者等）を除き、被保険者とされる。2025年3月末現在の雇用保険の適用事業数は約238万ヶ所、被保険者数は約4,499万人である。

192. 失業等給付には、次のものが含まれる。

- 失業中の労働者の生活の安定を図ることを主たる目的とする求職者給付
- 失業中の労働者の再就職の促進を図ることを主たる目的とする就職促進給付
- 労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより、雇用の安定を図ることを目的とした雇用継続給付、求職者給付のうち、一般の被保険者に対して支給される基本手当の給付水準は、失業前の賃金日額と年齢及び被保険者であった期間によって定まるところ、2025年8月1日現在の日額の最低は2,411円、最高は8,870円であり、給付日数の最低は90日、最高は360日で

ある。

193. 失業等給付の財源は、労使が負担する雇用保険料（2025年度は賃金総額の0.7%で労使が折半）と国庫負担により賄われている。

（7）社会保障関係費の推移

194. 本報告パラグラフ9～11を参照されたい。

5 第10条

195. 「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（ILO第138号条約）の実施状況については、2022年にILOに報告書を提出している。

（1）家族の保護

・家族に対する援助

ア 児童の養育にかかる経済的援助

196. 第3回政府報告と同様、児童を養育する父母等に対する経済的援助として、児童手当法に基づく児童手当、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく特別児童扶養手当がある。最新の援助支給額及び受給者数は次のとおりである。

- 児童手当については本報告パラグラフ190～191を参照されたい。
- 児童扶養手当の支給月額児童一人の場合、全部支給46,690円、一部支給11,010円～46,680円（2025年4月現在、児童の数に応じ加算あり）、受給者数は77万9,222人（2025年3月末現在（概数））。
- 特別児童扶養手当の支給月額は1級の障害を有する児童一人につき56,800円、2級の障害を有する児童一人につき37,830円（2025年4月現在）、受給者数は29万人9,028（2024年3月末現在）。

イ 保育

197. 保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児及び幼児について、保育を必要とする場合においては、児童福祉法に基づき、市町村（特別区を含む。）による保育が行われている。2015年4月には子ども・子育て支援法が施行され、市町村は保育等の提供を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、市町村による保育等が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされた。

198. また、女性の就業が更に進んだことや、子ども・子育て支援法の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加したことを踏まえ、政府は、待機児童の解消に向け、2013年4月に発表した「待機児童解消加速化プラン」に基

づき、２０１３年度から２０１６年度までの４年間で約４２．８万人分の保育の受け皿を整備した。さらに、２０１７年６月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、２０２０年度末までにさらに約３２万人分の保育の受け皿を整備することとしたことに加え、２０２０年１２月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、２０２５年３月までにさらに約１４万人分の保育の受け皿を整備することとした。こうした取組の結果、２０２５年４月１日の時点での待機児童数は２，２５４人と調査開始以来最少となっている。

199. ２０２５年には、同年４月以降の保育政策については、「量の拡大」から「質の向上」へ転換することとし、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」及び「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の３つの柱を軸とする「保育政策の新たな方向性」を取りまとめた。

200. なお、保育所における乳児及び幼児の保育に要する費用は、国又は地方公共団体が負担する公費、企業等からの事業主拠出金及び保護者の負担能力に応じて徴収される利用料で賄われており、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育・保育施設の利用料については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、保護者の負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針２０１８」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、２０１９年１０月１日以降、３歳から５歳までの全ての子供及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供について無償化している。

201. また、２０２６年度には、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」が本格実施を迎える。

ウ 育児休業等

202. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）に定める育児休業については、有期雇用労働者に対する取得要件を２０１７年１月及び２０２２年４月に緩和し、「子が１歳６か月に達する日までに、労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。）が満了することが明らかでないこと」のみを取得要件として求めることとした。

203. また、原則子が１歳に達するまでとしている取得可能期間の例外についても、２０１７年１０月から、子が１歳６か月に達するまで延長しても保育所に入れない場合等に関し、更に２歳までの再延長を可能にした。

204. 加えて、女性に比べ取得割合が低調な男性に対する育児休業の取得促進

を図るため、２０２２年１０月から、子の出生後８週間以内に最大４週間取得できる育児休業を２回まで分割して取得可能とするとともに、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）を設けた。また、共働き・共育ての推進の観点から、２０２５年４月、子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後８週間以内、女性は産後休業後８週間以内）に雇用保険被保険者とその配偶者の両方が１４日以上の子の育児休業を取得した場合は、最大２８日間、休業開始時賃金日額の１３％相当額を支給する出生後休業支援給付金を創設した（育児休業給付と合わせて手取りで１０割相当）。

205. ２０１０年６月から、３歳未満の子を育てる労働者が申請した場合に所定外労働を免除することを事業主に義務付け、２０２５年４月からは対象となる子の年齢を小学校就学前まで引き上げた。

206. また、３歳未満の子を育てる労働者について、事業主は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととされているところ、２０２５年１０月からは、３歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、フレックスタイム制やテレワーク、勤務時間の短縮等の柔軟な働き方を実現するための措置を複数講ずることを事業主に義務付けた。

エ 介護休業等

207. 育児・介護休業法に定める介護休業については、有期雇用労働者に対する取得要件を２０１７年１月及び２０２２年４月に緩和し、「介護休業取得予定日から起算して９３日経過日から６か月を経過する日までに、労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。）が満了することが明らかでないこと」のみを取得要件として求めることとしている。

208. また、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、事業主は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととされているところ、２０１７年１月から、措置の利用可能期間を利用開始から３年間に延長するとともに、２回に分割して利用可能とした。

オ 子の看護等休暇・介護休暇

209. 育児・介護休業法に定める子の看護等休暇については、小学校就学前の子を育てる労働者が、年５日取得できることとされていたところ、２０１０年６月からは、小学校就学前の子が２人以上であれば、年１０日取得可能とし、２０２５年４月からは、対象となる子の年齢を小学校３年生修了まで拡大するとともに、感染症に伴う学級閉鎖や、子の行事参加等の場合も取得可能とした。

210. 仕事と介護の両立支援の観点から、２０１０年６月から、家族の介護や世話をする場合に、介護のための短期の休暇（介護休暇）を取得できる制度を育児・介護休業法に設けた（要介護状態の対象家族が１人であれば年５日、２人以上であれば年１０日）。

211. 子の看護等休暇及び介護休暇については、2017年1月に半日単位での取得を可能にし、2021年1月に時間単位での取得も可能とした。

（２）母性の保護

・妊産婦・乳幼児の健康確保

212. 母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児に対する健康診査、妊産婦・乳幼児の保護者に対する保健指導、産後ケア事業、未熟児に対する養育医療の給付、母子保健に関する各種の相談事業等を行っている。

213. また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、身体に障害のある児童の健全な育成を図り、生活の能力を得るために必要な医療（育成医療）にかかる自立支援医療費の支給を行っているほか、補装具費の支給を行っている。

・妊娠に対する支援

214. 本報告パラグラフ173を参照されたい。また、2025年4月からは、子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付を創設し、妊婦に対して妊娠初期に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数に5万円を乗じた額を支給することとした。支給にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることとしており、両事業の着実な実施により、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的な支援を行っていく。

・母子家庭等に対する援助

215. 母子家庭等対策については、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づき、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費確保等支援、及び④経済的支援といった総合的な自立支援策を展開している。さらに、子ども・子育て支援加速化プランに基づき、児童扶養手当の拡充（所得限度額の引き上げ、多子加算の増額）や資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡充・給付割合の拡充等によって、母子家庭等の自立促進を図っている。

・労働基準法及び男女雇用機会均等法等における母性保護措置

216. 第3回政府報告第3部第10条2（4）を参照されたい。

（３）児童の保護

・経済的搾取からの保護

217. 第3回政府報告第3部第10条3(1)を参照されたい。なお、2024年1月から12月において、例外的な児童の労働者としての使用許可件数(人数)は、452件である。

・児童売買等の処罰

218. 第3回政府報告第3部第10条3(2)を参照されたい。

219. 第3回政府報告以降、2014年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、何人も性的搾取や性的虐待に係る行為をしてはならないという理念を宣言する規定(第3条の2、同年7月施行)が改めて設けられたほか、児童ポルノの需要側をも処罰するという趣旨で、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持する罪が犯罪化され(第7条第1項、2015年7月施行)、更には盗撮による児童ポルノ製造罪も新たに罰則として設けられた(第7条第5項、2014年7月施行)。

・暴力からの保護

220. 児童に対する虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」により禁止するとともに、その防止に関する国や地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を推進することとしている。

221. 2024年6月に、「学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が成立した。2026年12月の同法の施行後は、学校や保育所をはじめ、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対して、その従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日ごろからの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が求められることとなる。措置の具体的な内容等については、有識者の意見を伺い、関係省庁とも連携しながら、検討していく。

・児童の人権の擁護

222. こども家庭庁は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、2023年4月1日に発足した。日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の精神に則った、こども基本法(2023年4月施行)及び「こども大綱」(2023年12月22日閣議決定)の下、全てのこども・若者が、等しくその権利の

擁護が図られ、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、幅広いこども政策のアクションプランである「こどもまんなか実行計画」が毎年策定されている。

223. 法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等に加え、相手への思いやりの心や生命の尊さをこどもたちに体得してもらうこと等を目的として、人権教室等、各種人権啓発活動を実施している。

224. さらに、専用相談電話「こどもの人権 110 番」を全国の法務局・地方法務局に設置しているほか、若年層でも利用しやすいインターネット上の受付相談窓口²（こども人権 SOS-e メールやこども人権 SOS チャット）を設けるなど、こどもが相談しやすい体制を取っている。また、「こどもの人権 SOS ミニレター」（料金受取人払いの便箋兼封筒）を全国の小・中学校の全児童生徒に配布しており、こどもたちがより相談しやすいよう様々な手段を用意し、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めている。

225. これらの人権相談等を通じて、いじめや体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノによる被害等、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

・本条の権利に影響を与える立法等の変更

226. 2022 年 6 月に児童福祉法を改正し、一時保護の適正性の確保や手続の透明性を確保するため、一時保護の開始に際し、親権者等の同意を得られない場合等の一定の場合において裁判官の審査を経ることを求める「一時保護時の司法審査」を導入した（2025 年 6 月施行）。また、同改正で、一時保護や施設入所等の措置の決定時等に、児童の意向を聞き取ることを義務化するとともに、児童の権利擁護に係る環境整備を都道府県等の業務とした（2025 年 4 月施行）。

227. 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」については本報告パラグラフ 218～219 を参照されたい。

228. 2022 年 12 月、「民法等の一部を改正する法律」が成立し（同月一部施行）、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がされてきた親権者の懲戒権を定める改正前民法の規定が削除されるとともに、親権者が監護教育をする際の行為規範として、子の人格を尊重する義務を課し、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止する規律等が定められた。

229. 嫡出でない子の相続分及び婚姻開始年齢については本報告パラグラフ 1

² <https://www.jinken.go.jp/>

2～13を参照されたい。

230. 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」については、本報告パラグラフ221を参照されたい。

231. 2012年には、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする子ども・子育て支援法等を制定し、2015年4月から施行されている。

6 第11条

(1) 相当な生活水準に関するデータ

232. 年間収入階級別の収入及び消費支出の推移は、附属資料第22表を参照されたい。

(2) 貧困対策

233. 生活に困窮する日本国民に対しては、生活保護法により、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を行っている。なお、2009年度から2025年度の1級地-1（東京、大阪等の大都市）における標準3人世帯（33歳、29歳、4歳の夫婦、子一人世帯）に対する生活扶助基準額（月額）の推移は、附属資料第23表を参照されたい。

234. 2014年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の下、こどもの貧困対策のために、様々な施策を進めてきた。2023年にはこども家庭庁が設立され、同年に閣議決定した「こども大綱」においても、こどもの貧困対策は、重要事項として盛り込まれている。本法は、2024年にこどもの貧困を解消していくこと等が目的や基本理念に盛り込まれ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として改正された（2024年9月施行）。また、2025年6月に決定した「こどもまんなか実行計画2025」においても、困難に直面するこども・若者への支援を重要な柱の一つに位置付けており、こどもの貧困対策についてもしっかりと取組を推進していくこととしている。

(3) 相当な食糧についての権利

・概観

235. 食料は、国民にとって最も基礎的な物資であり、これを安定的に供給することは国政の基本ともいえるべき重要課題である。このため我が国は、食料の安定的供給を図るため、国内生産においては、農業生産性の向上、農業構造の改善、流通・加工の合理化、農産物価格の安定等について必要な施策を総合的

に推進すると共に、海外からの供給に依存する農産物について、輸入の安定確保に努めてきたほか、不測の事態に備えて適切な備蓄の確保を図ってきたところである。また、健全な食生活の実践を促進する観点からも食育を推進してきたところである。その結果、我が国では食料の適正な供給が実現されており、特定の脆弱なグループが相当な食料の権利を侵害されている状況にはない。

・食料の適正な供給のための我が国の農業政策

236. 第3回政府報告第3部第11条2(2)を参照されたい。

・食品の安全性に対する配慮

237. 食品等の安全性を確保するため、食品衛生法に基づいて、次の措置が講じられている。

- 食品、添加物、器具及び容器包装等の規格基準の設定
- 食品衛生監視員による監視及び指導
- 営業者による衛生管理の実施
- 飲食店等の32の業種についての営業許可及び届出制度

・国民の栄養に対する配慮

238. 健康増進法に基づき、2024年度から開始した国民健康づくり運動である「健康日本21(第三次)」では、栄養・食生活領域において「バランスの良い食事を摂っている者の増加」等を目標に掲げ、具体的な目標値を示した上で、企業、団体、地方公共団体等と連携し、取組を推進している。また、食育基本法(2005年7月施行)に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2021年3月には「食育に関心を持っている国民を増やす」等の16の目標と24の目標値を掲げた「第4次食育推進基本計画」を作成し、食育を国民運動として推進している。

239. さらに、国民一人一人が食生活の改善に取り組めるよう、実施していただきたい10の事項をまとめた「食生活指針」を策定し、同指針を具体的な行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示した「食事バランスガイド」を策定した。これらの活用に向けた普及啓発により、食環境面からも健康づくりのための地域全体への働きかけ(ポピュレーションアプローチ)を行っている。毎年9月には「食生活改善普及運動」を行っており、栄養・食生活の改善の一層の推進を図る機会としている。

240. このほか、健康増進法に基づき、国民の身体の状態、栄養素等摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、毎年国民健康・栄養調査を実施し、国

民に広く情報提供を行っている。さらに、同法に基づき、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的として、エネルギーや栄養素の摂取量の基準を示すものとして「日本人の食事摂取基準」を定め、5年毎に改定しており、2024年10月には、「日本人の食事摂取基準（2025年版）」を策定した。

・世界の食料供給の公平な分配を確保するためにとった措置

241. 第3回政府報告第3部第11条2（6）を参照されたい。

（4）相当な住居についての権利

・住宅に関する統計的データ

242. 附属資料第24～26表を参照されたい。

243. ホームレスの実態については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」等に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の効果を継続的に把握することを目的に、「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施している。一方で、違法居住者及び追立てに関する統計的なデータはない。また、政府の設定した住居費の負担能力限度というものはない。

・住宅及び居住に関する施策

ア 居住に関する権利を規定する法律

244. 所有権、賃借権の内容については民法が規定しているほか、特に土地・建物に係る賃借権に関しては借地借家法が特別の定めを置いている（借地借家法は、従来の借地法、借家法「建物保護ニ関スル法律」を一本化したもので、1992年8月に施行）。

245. 2017年に成立した改正民法（債権法改正）は、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、賃貸借に関する基本的規律を明文化すること等の改正をした（2020年4月施行）。また、2018年に成立した改正民法（相続法改正）（2020年4月施行）では、相続に際して、被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮の観点から、次のことが定められている。

- 配偶者が被相続人の生前にその所有する建物に居住していた場合には、当該配偶者は、遺産分割又は遺贈により、無償でその建物に住み続けることができる権利（配偶者居住権）を取得することができる。
- 配偶者が被相続人の生前にその所有する建物に無償で居住していた場合には、当該配偶者は、被相続人の死亡後も、引き続き一定の期間、無償でその建物に住み続けることができる権利（配偶者短期居住権）を取得するこ

とができる（ただし、配偶者居住権を取得した場合を除く）。

イ 住宅に関する法律

246. 第3回政府報告第3部第11条3（2）（b）を参照されたい。また、（vii）については、優良な賃貸住宅に対し、家賃補助等の措置を講ずることにより、中堅所得者層等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進することを目的とする「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」も定められている。

ウ 土地利用に関する法律

247. 第3回政府報告第3部第11条3（2）（c）を参照されたい。

エ 賃借人の権利に関する法律

248. 第3回政府報告第3部第11条3（2）（d）を参照されたい。

オ 土地への投機を制限する法律

249. 土地基本法は、土地が土地所有者等による適正な利用及び管理を促進する観点から、円滑に取引されるものとし、投機的取引の対象とされてはならない旨を定めている。また、国土利用計画法は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するため、土地取引の規制に関して講ずべき措置を規定している。

カ 建築規制、建築基準等に関する法律

250. 建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途について確保すべき最低の基準を定めている。

・居住についての権利を実現するためにとられたその他の措置

ア 地域住民を基盤とする組織に対する助成

251. 第3回政府報告第3部第11条3（3）（a）を参照されたい。

イ 住宅建設促進のためにとっている措置

252. 2021年3月に閣議決定された住生活基本計画に基づき、子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保や高齢者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保等に関する施策を推進している。長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、良質な賃貸住宅の供給の促進等を行っている。また、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けて、公営住宅の計画的な建替え等やストック改善を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅の活用を進めている。加えて、賃貸人と住宅確保要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備や、居住支援法人等が賃貸人と連携し、入居中のサポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の供給促進、地方公共団体が地域の様々な関係者と連携し設置する

居住支援協議会の設立を促進し、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化をより一層推進していくことで、誰もが安心して暮らすことができる居住環境の整備を進めている。

ウ 住宅に困窮する居住者に対する措置

253. 第3回政府報告第3部第11条3(3)(c)を参照されたい。

エ 住宅に関する国の予算措置

254. 2025年度の住宅対策の予算は、1557億5,400万円であり、一般会計に占める割合は、約0.1%である。

7 第12条

(1) 健康状況に関するデータ

255. 世界保健機関西太平洋地域事務局が運営する健康指標に関するデータベース³を参照されたい。

256. 乳児死亡率及び乳児死亡数は、附属資料第27表及び第28表を参照されたい。

257. 性別、都道府県別の平均寿命は、附属資料第29表を参照されたい。

(2) 保健政策

・ 疾病の予防、治療及び抑制

ア 感染症対策

258. 第3回政府報告第3部第12条2(1)(a)を参照されたい。なお、エイズ発生動向調査によると、新規HIV感染者数・新規エイズ患者報告数は2013年をピークに減少傾向にある。政府は、2025年に改正した「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、正しい知識の普及等の対策を講じ、感染拡大防止に努めている。

イ 生活習慣病予防対策

259. 2000年より生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を開始し、2013年度からは、「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」として、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終的な目標に掲げた。「健康日本21（第二次）」の最終評価の結果等を踏まえて次期国民健康づくり運動プランの検討を行い、2024年度から「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を開始した。「健康日本21（第三次）」においては、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能

³ <https://www.who.int/westernpacific/our-work/resources/data>

な社会の実現」に向けて、次の事項を基本的な方向として取組を推進している。

- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 個人の行動と健康状態の改善
- 社会環境の質の向上
- ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

ウ 健康増進法

260. 「健康日本21」を中核とする国民の健康づくりを更に積極的に推進する法的基盤を整備するために健康増進法が2003年5月に施行されている。旧老人保健法に基づき実施していた事業のうち、基本健康診査以外は健康増進法に基づく健康増進事業として市町村（特別区を含む。）が実施している。

261. 2018年7月には、望まない受動喫煙の防止を図るため、国及び地方公共団体の責務や多数の者が利用する施設における喫煙の禁止等を定めた「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月に施行した。

エ 高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業

262. 生活習慣病対策を重点的に推進するため、老人保健法に基づく基本健康診査を「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査・特定保健指導に再編し、医療保険者が加入者に対して実施している。

263. 生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等の発症を予防することができれば、通院患者を減らし、更に重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができる。この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。このため、特定健康診査において、生活習慣の改善を必要とする者を抽出し、特定保健指導によって、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることで、糖尿病等の生活習慣病の予防を図っている。

オ 医療保険の保険者による保健事業

264. 健康保険をはじめとする医療保険の各保険者は、「データヘルス計画」の導入や特定健診・特定保健指導の強化等により、被保険者等の健康の保持増進に加えて疾病予防や重症化予防に必要な保健事業を実施している。

・疾病対策

265. がん対策においては、2006年に成立したがん対策基本法（2007年4月施行）に基づき「がん対策推進基本計画」を策定し、現在は第4期がん対策推進基本計画（2023年3月閣議決定）に基づき、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」ことを全体目標として掲げ、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の3本の柱に沿った

総合的ながん対策を推進している。

266. 循環器病対策においては、2018年に成立した「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（2019年12月施行）に基づき、「循環器病対策推進基本計画」を策定し、現在は第2期循環器病対策推進基本計画（2023年3月閣議決定）に基づき、「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標として掲げ、次の三つの分野において個別の施策を実施している。

- 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- 循環器病の研究の推進

267. 腎臓病対策においては、2018年にとりまとめられた腎疾患対策検討会報告書に基づいて、普及啓発や医療提供体制の整備等の対策を行っている。

・職業病の予防のための措置

268. 職業性疾病防止のため、1958年以来、労働災害防止計画を策定し、職業性疾病防止のため種々の対策を推進してきたところである。第14次労働災害防止計画（2023年度から2027年度まで）においては、8つの項目を重点事項としており、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。重点項目のうち職業性疾病に対する取組は次のとおりである。

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

・適切な医療サービスの保障

ア 医療提供体制

269. 我が国の医療提供体制については、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう、その整備が進められている。特に医師の確保については、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づいた総合的な取組を進める。

270. また、都道府県は、各都道府県における医療提供体制の確保を図るために、国の定める基本方針に即し、地域の実情を踏まえつつ、「医療計画」を策定するとともに、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者が急増する2025年に向けて、地域医療構想として病床の必要量を策定し、病床の機能分化・連携の取組を進めてきた。

271. 今後、2040年に向けては医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者が

増加するとともに生産年齢人口の減少が見込まれる中、新たな地域医療構想において、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携を含む医療提供体制全体の課題解決を図るものとして位置付け、医療機関の連携・再編・集約化の取組を進めることとしている。

272. へき地・救急・がん・周産期医療・小児医療等の不採算医療または高度な医療を提供している病院に対しては、必要な助成を行っている。

イ 医療保障制度

273. 第3回政府報告第3部第12条2(2)(b)を参照されたい。また、(ii)～(iv)については次のとおりである。

- (ii)難病に対する医療扶助については、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病のうち、患者数等の一定の要件を満たす疾病に対して、患者の負担軽減を図るとともに、患者データを効率的に収集し治療研究を推進するため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に基づき医療費の一部を助成している。また、小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、患児データを効率的に収集し治療研究を推進するため、児童福祉法に基づき医療費の一部を助成している。
- (iii)精神保健福祉対策については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。)に基づき、措置入院患者の医療費の全額又は一部を公費で負担している。また、我が国の精神保健福祉対策は「入院医療中心から地域生活中心へ」という流れに沿って展開されている。2022年に精神保健福祉法が一部改正され、精神障害者等への包括的な支援の確保を明確化したほか、権利擁護等の観点から、医療保護入院制度における入院期間の法定化、精神科病院における虐待防止措置の義務化や虐待を発見した場合の都道府県等への通報の義務化、「入院者訪問支援事業」の創設を行った。
- (iv)結核医療については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、健康診断、入院、患者管理の実施を中心に結核治療のための対策を講じている。我が国は、2021年以降結核低まん延国の水準である罹患率10以下を維持している。

・環境衛生の向上

ア 廃棄物処理

274. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚

染された物を除く。)をいう」とされており、一般廃棄物と産業廃棄物の２つに分類される。

275. 市町村は、その区域内におけるし尿を含む一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。他方、事業者は、産業廃棄物を自ら処理しなければならない。都道府県が、事業者に対して必要な指導監督を実施する。

276. 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理は、法で定められた基準によって行わなければならない。国は、市町村及び都道府県に対し、必要な技術的及び財政的支援を与えることに努めている。

イ 水道整備

277. 水道法に基づく認可等を受けた者により、同法の水質基準に合致した水道水の供給が行われており、その普及率は、２０２３年度末で我が国の総人口の９８．２％に達している。

278. 水道の整備・管理には多額の費用を要することから、政府として水道事業等を行う者に対し財政的・技術的援助を行っている。

ウ 下水道整備

279. 下水道法において、下水道の整備及び維持管理は市町村及び都道府県等の地方自治体が行うこととされており、下水道処理人口普及率は、２０２４年度末で、８１．８％に達している。

280. 環境衛生の確保を図るため、下水道によって生活、産業活動に伴って生じる汚水を速やかに処理している。また、下水道は内水の排除という役割を持っており、浸水による被害から都市を守る役割を果たしている。

281. 下水道の整備には多額の費用を要することから、政府として下水道事業を行う地方自治体に対し財政的・技術的援助を行っている。

・産業衛生の向上

282. 第３回政府報告第３部第１２条２（５）を参照されたい。

８ 第１３条

（１）初等教育及び前期中等教育

283. 第３回政府報告第３部第１３条１（１）を参照されたい。

（２）後期中等教育

284. 第３回政府報告第３部第１３条１（２）及び本報告パラグラフ９８～１００を参照されたい。

（３）高等教育

285. 我が国の大学の入学資格は、我が国の国籍等の有無にかかわらず、我が国の高等学校等の卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に認められる。

286. また、テレビ・ラジオを中心とした多様なメディアを効果的に利用した高等教育を実施する放送大学では、広く国民に大学教育の機会を提供している。

287. さらに、各大学が正規学生以外に対しても公開講座等を実施するなど、国民に多様な学習機会を提供している。

288. 高等教育費の無償化については、２０２０年４月から低所得世帯の学生等に対して、大学等の授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて行っている。２０２４年度から、多子世帯や理工農系の中間層へ支援対象を拡大したほか、２０２５年度からは、多子世帯の学生等に対し所得制限なく、授業料等の減免を行っており、高等教育の無償化の漸進的な達成に向けて取り組んでいる。

（４）基礎教育及び平等なアクセス

・基礎教育

289. 第３回政府報告第３部第１３条１（４）を参照されたい。

・識字率の向上のための措置及び平等なアクセス

290. 我が国においては、義務教育制度の下、全ての児童生徒に対し、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うことができるよう教育が行われている。また、外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、本規約及び「児童の権利に関する条約」を踏まえ、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。２０２４年時点で、全国の義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒の数は１２９，５１５人であり、このうち１２８，７１４人が公立の学校で教育を受けている。

291. ２０２３年の調査によると、全国の公立義務教育諸学校において日本語教育が必要な外国人児童生徒の数は５７，７１８人であり支援の充実が求められる。これまで、日本語指導のための「特別の教育課程」の制度化、日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、外国人児童生徒等に対する日本語指導に取り組む自治体への支援等を行ってきたところである。

・就学・進学状況

292. 就学・進学状況に関し、小・中・高・大への就学率・進学率及び男女別の高・大への進学率は、附属資料第３０表及び第３１表を参照されたい。

9 第15条

(1) 文化的な生活に参加する権利

293. 第3回政府報告第3部第15条1(2)～(3)を参照されたい。また、(5)文化及び芸術の分野の専門教育については、大学、短期大学等において、芸術に関する種々の専門教育が行われている。2025年5月1日現在、大学における芸術に関する学科の数は230、これらに在籍する学生数は約7万8,000人であり、短期大学における芸術に関する学科の数は26、これらに在籍する学生数は約4,100人となっている。

(2) 文化的多様性の保護

・文化遺産の保護

294. 1992年に締結した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(以下「世界遺産条約」という。)に基づく世界遺産一覧表に、我が国の世界文化遺産は合計21件記載され、その保護に必要な措置を講じてきている。

295. 文化の保護、発展及び普及のためにとられているその他の措置は次のとおりである。

- 新進芸術家海外研修制度を実施
- 芸術各分野において優れた業績を挙げた者に、芸術選奨文部科学大臣賞を贈呈
- アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発のため、アイヌ文化の振興等事業への補助を実施するとともに、アイヌの歴史や文化に関する正しい認識と理解を促進し、アイヌ文化の創造・発展に寄与するため「民族共生象徴空間」を設立

・言語・方言の保護

296. 先住民族の言語であるアイヌ語を保存し振興するために講じた措置については本報告パラグラフ103～106を参照されたい。

297. 地域文化の基盤である方言を保存し振興するため、アイヌ語と同様の枠組み(「公的位置付け」、「言語資源」、「社会的イメージ」)を踏まえた取組を行っている。「公的位置付け」の分野では、「中学校学習指導要領(2017年告示)解説・国語編」において、方言の担う役割と重要性を述べている。また、「言語資源」の分野では、文化庁からの委託で、調査記録がわずかしかなかった地域を中心に方言の記録保存が毎年度行われている。「社会的イメージ」の分野では、アイヌ語とともに消滅危機状況やその価値を周知し、社会的イメージの向上を図るための「危機的な状況にある言語・方言サミット」を実施している。

(3) 科学の進歩及びその応用による利益を享受する権利

・科学技術の振興

298. 第3回政府報告第3部第15条2(1)を参照されたい。なお、2020年6月に改正され、2021年4月に施行された科学技術・イノベーション基本法に基づき、科学技術・イノベーション基本計画を5年ごとに策定し(2021年度～第6期基本計画)、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。その他、国は、学術研究の振興のための基幹的研究費である科学研究費助成事業の拡充・制度改善や研究者のみならず、産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材の育成を担う大学院教育の抜本的強化、基礎研究の重点的推進、研究設備の整備・充実、研究者交流をはじめとした国際学術交流等、学術研究の振興のための多面的な施策を展開している。

・関連情報の流通促進

299. 学術研究の成果は、学会等において発表され、その結果、産業界ほか実地的な応用分野で広く活用されている。さらに我が国としてはオープンサイエンスの推進に向けて、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方(2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)」に基づく公的資金による研究データの管理・利活用や「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(2024年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」に基づく学術論文等のオープンアクセス化を推進し、公的資金により生み出された研究成果の利活用や国民への還元を進めている。

300. 科学研究費助成事業により、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成しており、我が国の学術の振興と普及、学術の国際交流に寄与し、優れた研究成果の公的流通の促進を図っている。国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)においては、我が国の科学技術情報に関する中枢的機関として、「科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)」の提供をはじめとする科学技術情報の流通に関する業務を実施し、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、論文や研究データを含む科学技術情報の効果的な流通・連携・活用を通じて研究開発活動の効率化・活性化を促進している。

301. また、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所(NII)においては、学術コミュニティにとって不可欠なサービスを提供しており、オープンサイエンスを推進する研究データ基盤システムの運用を開始するなど、大学や研究機関等で生み出された教育研究成果を収集、組織化し、

付加価値を付けて広く社会に発信するための学術研究プラットフォームを整備・高度化し、学術情報の流通促進に努めている。

302. さらに、国立科学博物館、人間文化研究機構国立民族学博物館及び人間文化研究機構国立歴史民俗博物館等において、関連分野に係る調査研究並びに資料の収集、保管、公衆への供覧・展示による情報提供の促進に努めている。

・科学技術の普及発展のためにとられている措置

303. 次の措置を含む取組を行っている。

- 国立研究開発法人科学技術振興機構による、科学技術に関する学習の支援、多層的な科学コミュニケーション活動の推進、日本科学未来館の整備・運営
- 科学技術の普及啓発に寄与する活動に対する後援名義の付与
- 科学技術の普及啓発関係の公益法人に対する税制上の優遇措置
- 科学技術に関し優れた功績を挙げたものに対する顕彰（叙勲褒章、文部科学大臣表彰）

（４）創作者の権利の保護

・科学の分野における精神的及び物質的利益の保護

304. 第３回政府報告第３部第１５条３（１）を参照されたい。

・文学及び芸術の分野における精神的及び物質的利益の保護

305. 我が国では、著作権法等により、著作者の精神的・物質的利益を保護している。また、我が国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）、万国著作権条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（ＴＲＩＰＳ協定）、著作権に関する世界知的所有権機関条約（ＷＩＰＯ著作権条約（ＷＣＴ））等の条約を締結しており、これらの条約によって負う義務を越えた保護を行っている。

306. なお、著作権等管理事業法を制定し、著作権等の集中管理団体を通じて、著作物の円滑かつ適法な利用の促進を図っている。

307. また、著作権、著作者人格権が十分に保護されるためには、国民がこれらの権利についてより深い知識・理解を有することが必要である。したがって、著作権思想の一層の普及を図るために、教員、都道府県職員、図書館等の職員及び一般社会人を対象とした各種の講習会等を実施するとともに、著作権法の概要につき分かりやすく解説した出版物の発行等を行っている。

(5) 国際交流及び協力の奨励・発展

・科学の分野における国際交流及び協力

308. 第3回政府報告第3部第15条4(1)を参照されたい。

・文化の分野における国際交流及び協力

309. 国際交流基金を通じた支援については、第3回政府報告第3部第15条4(2)を参照されたい。

310. また、政府は1975年度以降、文化無償資金協力として、開発途上国に対し文化や高等教育の振興を目的とした資機材の購入や施設整備のための資金を贈与している。2024年度までに、1,462件、約760億円の実績を達成している。

311. 我が国はユネスコの世界遺産条約を1992年に締結し、世界遺産の保護を行うとともに、同条約に基づき設立された世界遺産基金に拠出している。

312. さらに、政府は、人類共通の貴重な財産である世界各地の文化遺産の保存・修復への国際的協力を目的として、1989年、ユネスコに文化遺産保存日本信託基金を設立し、また2018年には、より多様な需要に応えるため新たな日本信託基金に統合した。我が国は、1989年から2022年までにこれら二つの日本信託基金に約7,500万ドルを拠出しており、同基金を通じ、カンボジアのアンコール遺跡やアフガニスタンのバーミヤン遺跡をはじめとする世界各地の文化遺産保存修復事業等のさまざまな活動が行われている。また、文化財保存分野での国際協力を推進するための拠点として、「独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター」が設置された。このセンターでは、世界の文化財の保存や修復に関する国際的な研究や交流、保存修復事業への協力、専門家の養成、情報の収集と活用が行われており、文化財保護における国際的な責務を果たすことを目的としている。さらに、2006年6月からは「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が施行され、併せて「文化遺産国際協力コンソーシアム」を立上げ、官民学が一体となり協力基盤を整え、文化協力をさらに積極的に進める体制が整えられた。

313. また、無形文化遺産についても、我が国は1950年に文化財保護法を制定し、他国に先駆けて無形文化遺産保護に取り組んできている。我が国は無形文化遺産の保護に関する条約に基づく政府間委員会委員国を2006年～2010年、2010年～2014年、2018年～2022年と3回務め、無形文化遺産保護に関する豊富な知見を生かし、同条約の運用面で貢献している。国際的な無形文化財の保存・振興に対しても、1993年にユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金を設立し、2017年までに1,669万ドルを拠出し

た。その後、２０１８年に同信託基金は、より多様な需要に応えるため新たな日本信託基金に統合され、現在に至るまで世界各地で１００件以上のプロジェクトを実施してきている。

（了）